

レンタカー・高所作業車

クレーンを運転するための法令と資格

「これだけは、知っておきたい」

500kg吊り以上のユニッククレーンを運転するためには、吊上げ能力に応じた講習などの修了資格が必要になります。クレーンの運転を正しく理解して、安全作業を行ってください。

吊上げ荷重が

1t以上～5t未満

の、ユニッククレーンは

小型移動式クレーン運転技能講習と玉掛技能講習が必要です。

小型移動式クレーン
運転技能講習
修了証

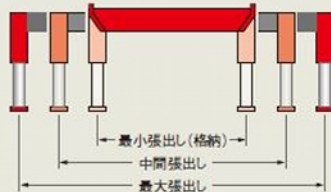
玉掛技能講習
修了証



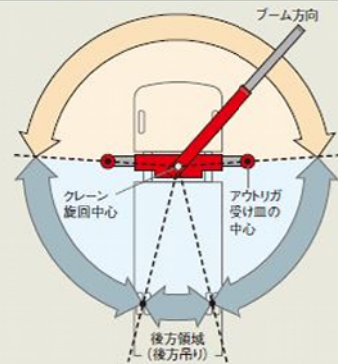
注意事項

アウトリガ張出し図

本カタログ上の性能は、水平堅土上にアウトリガを最大に張出し、クレーンを水平設置した時の値です。従って、アウトリガ中間、最小張出し時の性能は、本表より低下します。



作業領域図



- 空車時定格総荷重表の性能は、クレーン側方・後方吊りの性能です。前方吊り作業は、この値の25%以下で行って下さい。
- 前方吊りとは、クレーン旋回中心とアウトリガ受け皿の中心とを結ぶ線より、トラック運転室側でのクレーン作業です。
- 作業範囲図は無負荷時の状態で、たわみは含まれていません。
- 空車時定格総荷重は負荷時のたわみを含んだ実際の作業半径に基づいています。
- 空車時定格総荷重はシャーシの安定度に基づいています。クレーン作業は、空車時定格総荷重表の性能で行なって下さい。
- 各空車時定格総荷重はフック質量、30kgを含んでいます。

吊上げ荷重別資格対応表

吊上げ荷重 対象者	500kg未満	500kg以上～1t未満	1t以上～3t未満	3t以上～5t未満	5t以上～
運転者	資格不要	運転のための特別教育修了証 運転可能範囲	小型移動式クレーン運転技能講習修了証 運転可能範囲	移動式クレーン運転士免許証	
玉掛作業	資格不要	玉掛のための特別教育修了証 作業可能範囲	玉掛技能講習修了証		
所有者		定期自主検査(年次検査、月次検査—3年間の記録保存)、作業開始前点検 荷重試験・安定度試験	設置報告 性能検査(移動式クレーン検査証・有効期間の更新) 変更(変更検査)、休止(使用再開検査)、廃止届 使用検査(一度廃止届けを出したものを再び設置)		
製造者			製造許可 製造検査(1台ごと)		

◇移動式クレーンを運転するための資格

移動式クレーンを運転するためには、運転に関する特別の教育、技能講習、免許などを受けなければなりません。内容及び実施機関は、運転する移動式クレーンの吊上げ荷重によって異なります。

- 吊上げ荷重500kg以上1t未満:「運転のための特別教育」修了証が必要です(クレーン等安全規則第67条)。教育は定められた「教育規定」にそって、事業者が行います。
- 吊上げ荷重1t以上5t未満:「小型移動式クレーン運転技能講習」修了証が必要です(クレーン等安全規則第68条)。各都道府県労働基準局、又はその指定教育機関が行います。
- 吊上げ荷重5t以上:「移動式クレーン運転士免許」が必要です(クレーン等安全規則第68条)。各都道府県労働基準局、またはその指定教育機関が行います。

◇玉掛作業をするための資格

玉掛作業をするためには、玉掛に関する特別の教育、技能講習を受けなければなりません。内容及び実施機関は、作業するためのクレーンの吊上げ荷重によって異なります。

- 吊上げ荷重500kg以上1t未満:「玉掛のための特別教育」修了証が必要です(クレーン等安全規則第222条)。教育は定められた「教育規定」にそって、事業者が行います。
 - 吊上げ荷重1t以上:「玉掛技能講習」修了証が必要です(クレーン等安全規則第221条)。各都道府県労働基準局、またはその指定教育機関が行います。
- 実施日などは各労働基準局、またはユニッククレーン販売会社までお問い合わせ下さい。

移動式クレーンの関係法令

- 労働安全衛生法
- 労働安全衛生法施行令
- 労働安全衛生規則
- クレーン等安全規則
- 移動式クレーン運転士免許試験規程
- クレーン等運転関係技能講習規程
- クレーン取扱い業務等特別教育規程
- 玉掛技能講習規程
- 年少者労働基準規則
- 女子労働基準規則
- 移動式クレーン構造規格

- 高所作業車
- レンタカー
- 建設機械
- 土木機械
- 発電機
- 溶接機
- 照明機
- 電動機器
- 電動工具
- コンプレッサー
- エアツール
- コンクリート
- 打設関連
- 水中ポンプ
- 水処理機械
- ハウス
- 保安用品
- 仮設資材